

北里大学のサマースクールの開講に関する覚書

北里大学（以下「大学」という。）と神奈川県立麻溝台高等学校（以下「高校」という。）は、平成14年4月1日に締結した大学と高校の教育交流に関する協定書に基づき、サマースクールの開講についてこの覚書を取り交わす。

（サマースクールの定義）

第1条 大学は、大学生の補習授業の一環で「サマースクール」を大学で開講し、高校は高校教諭をサマースクール講師として大学に派遣する。

（開講の時期）

第2条 サマースクールの開講の時期は、原則として7月下旬から8月上旬の1週間とする。

（実施方法）

第3条 サマースクールの日程、教科目、受講生数は、その都度、大学と高校とで協議して決定する。

（有効期間）

第4条 この覚書の有効期間は1年間とし、平成14年4月1日から始まり平成15年3月31日をもって終わる。

ただし、期間満了の3カ月前までに大学・高校のいずれか一方から異議のないときは、この覚書はさらに1年間延長するものとし、以後もこの例による。

（協議）

第5条 この覚書に定めのない事項については両者間において協議するものとする。

この覚書は2通作成し、両者署名捺印のうえ各1通を保有する。

平成14年4月1日

平成14年4月1日

北里大学

神奈川県立麻溝台高等学校

学長 佐藤 登志



校長 木村 升

